

単体における自己資本の充実に関する開示

1. 自己資本の構成に関する事項

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる出資金にて調達しております。

単体自己資本比率

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,456	8,628
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,547	5,545
うち、利益剰余金の額	3,924	3,137
うち、外部流出予定額(△)	15	53
うち、上記以外に該当するものの額	△0	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	100	140
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	100	140
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	5,556	8,769
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	35	36
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	35	36
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	209	382
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	43	73
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	289	492
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	5,267	8,276
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	84,312	92,434
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,393	6,528
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	89,706	98,963
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	5.87%	8.36%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.自己資本の充実度に関する事項

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	84,312	3,372	92,434	3,697
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	81,419	3,256	89,505	3,580
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	20	0	20	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,857	194	7,979	319
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	580	23	380	15
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	19,721	788	18,437	737
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	11,092	443	11,474	458
トランザクター向け	133	5	125	5
不動産関連向け	36,018	1,440	40,930	1,637
自己居住用不動産等向け	7,804	312	7,834	313
賃貸用不動産向け	23,283	931	27,076	1,083
事業用不動産関連向け	4,678	187	5,878	235
その他不動産関連向け	250	10	141	5
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,727	69	2,254	90
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	69	2	39	1
取立未済手形	14	0	12	0
信用保証協会等による保証付	1,296	51	1,704	68
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	131	5	168	6
上記以外	6,471	258	6,483	259
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,688	67	1,688	67
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,134	45	1,134	45
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	3,648	145	3,660	146

			令和6年度		令和7年度	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー			—	—	—	—
	証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
		短期STC要件適用分	—	—	—	—
		不良債権証券化適用分	—	—	—	—
		STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
	再証券化		—	—	—	—
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		2,892	115	2,929	117
	ルック・スルー方式		2,892	115	2,929	117
	マンドレート方式		—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)		—	—	—	—
蓋然性方式(400%)		—	—	—	—	
フォールバック方式(1250%)		—	—	—	—	
④未決済取引		—	—	—	—	
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—	
⑥CVAリスク相当額を10パーセントで除して得た額(簡便法)		—	—	—	—	
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額			5,393	215	6,528	261
BI			3,595		4,352	
BIC			431		522	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)			89,706	3,588	98,963	3,958

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念手続等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では信用格付制度を導入しております。また、信用リスクの計量化に対するインフラ整備を進めております。信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「資産査定事務取扱規程」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
 - 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
 - S&P グローバル・レーティング (S&P)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内	275,510	274,424	137,831	146,307	39,596	31,262	—	—	3,398	3,861
国外	4,863	4,205	—	—	4,863	4,205	—	—	—	—
地域別合計	280,374	278,630	137,831	146,307	44,460	35,468	—	—	3,398	3,861
製造業	7,887	8,178	7,887	8,178	—	—	—	—	493	495
農業、林業	618	557	618	557	—	—	—	—	14	13
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	943	943	942	942	—	—	—	—	—	—
建設業	12,993	14,387	12,993	14,387	—	—	—	—	800	837
電気・ガス・熱供給・水道業	2,504	2,056	2,504	2,056	—	—	—	—	—	—
情報通信業	667	635	636	605	—	—	—	—	111	111
運輸業、郵便業	3,692	4,100	3,656	4,064	—	—	—	—	101	105
卸売業、小売業	11,018	11,791	10,996	11,768	—	—	—	—	1,245	1,494
金融業、保険業	96,733	94,991	4,327	3,884	1,602	1,602	—	—	—	—
不動産業	29,721	32,949	29,721	32,949	—	—	—	—	235	298
物品賃貸業	232	229	232	229	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	908	1,193	908	1,193	—	—	—	—	—	8
宿泊業	1,829	1,738	1,829	1,738	—	—	—	—	—	—
飲食業	2,641	2,832	2,641	2,832	—	—	—	—	99	88
生活関連サービス業、娯楽業	2,315	2,269	2,315	2,269	—	—	—	—	20	32
教育、学習支援業	1,030	1,037	1,030	1,037	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	7,563	8,672	7,563	8,672	—	—	—	—	—	153
その他のサービス	7,881	8,096	7,865	8,080	—	—	—	—	14	22
国・地方公共団体等	49,464	42,591	9,598	11,211	39,755	31,262	—	—	—	—
個人	29,561	29,648	29,561	29,648	—	—	—	—	261	201
その他	10,164	9,729	—	—	3,102	2,603	—	—	—	—
業種別合計	280,374	278,630	137,831	146,307	44,460	35,468	—	—	3,398	3,861
1年以下	28,881	19,049	17,976	18,840	699	19	—	—		
1年超3年以下	8,322	21,272	6,812	7,191	1,509	2,012	—	—		
3年超5年以下	11,285	15,321	9,945	13,870	1,339	1,450	—	—		
5年超7年以下	15,422	12,393	14,212	10,714	1,210	675	—	—		
7年超10年以下	28,193	31,929	23,192	27,057	1,993	2,867	—	—		
10年超	102,741	96,475	65,033	68,033	37,708	28,441	—	—		
期間の定めのないもの	85,527	82,188	658	599	—	—	—	—		
残存期間別合計	280,374	278,630	137,831	146,307	44,460	35,468	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することおよび業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P9の「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」と同様です。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
製造業	27	32	7	8	0	10	1	3	32	27	0	0
農業、林業	—	7	7	—	—	—	—	—	7	7	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	210	240	63	3	0	0	33	24	240	219	1	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	24	40	18	15	—	—	1	1	40	54	—	—
卸売業、小売業	272	270	27	73	1	—	28	29	270	313	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	106	98	0	25	—	—	8	11	98	111	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	15	16	2	—	—	—	1	1	16	14	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	7	7	—	—	—	—	0	0	7	6	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	5	9	5	1	—	—	0	0	9	10	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	8	31	23	11	—	—	0	13	31	29	—	—
合 計	678	755	155	139	1	10	76	87	755	796	1	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	令和6年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	2,857	—	2,857	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	102,192	—	102,192	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	13,832	—	13,832	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	158	—	158	—	—	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	54	—	54	—	—	0
我が国の政府関係機関向け	264	—	264	—	20	7
地方三公社向け	2,597	—	2,597	—	—	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,033	—	25,033	—	4,857	19
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,604	—	2,604	—	580	22
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	26,411	1,567	25,390	149	19,721	77
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,528	9,290	18,891	501	11,092	57
トランザクター向け	—	7,782	—	353	133	37
不動産関連向け	53,283	—	53,210	—	36,018	67
自己居住用不動産等向け	20,629	—	20,602	—	7,804	37
賃貸用不動産向け	27,543	—	27,525	—	23,283	84
事業用不動産関連向け	4,689	—	4,665	—	4,678	100
その他不動産関連向け	420	—	417	—	250	59
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,466	17	1,456	1	1,727	118
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	141	—	141	—	69	48
取立未済手形	74	—	74	—	14	20
信用保証協会等による保証付	25,351	50	25,351	5	1,296	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	131	—	131	—	131	100
合 計					74,948	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	令和7年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	2,714	—	2,714	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	77,223	—	77,223	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	15,288	—	15,288	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	219	—	219	—	20	9
地方三公社向け	2,578	—	2,578	—	—	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	40,607	—	40,607	—	7,979	19
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,604	—	2,604	—	380	14
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	24,596	1,273	23,528	121	18,437	77
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	20,154	8,354	19,596	427	11,474	57
トランザクター向け	—	7,208	—	329	125	38
不動産関連向け	59,253	—	59,158	—	40,930	69
自己居住用不動産等向け	21,433	—	21,407	—	7,834	36
賃貸用不動産向け	31,917	—	31,875	—	27,076	84
事業用不動産関連向け	5,665	—	5,638	—	5,878	104
その他不動産関連向け	237	—	236	—	141	59
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,937	15	1,922	1	2,254	117
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	77	—	77	—	39	50
取立未済手形	62	—	62	—	12	19
信用保証協会等による保証付	26,672	60	26,672	6	1,704	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	131	—	131	—	168	128
合 計					83,021	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	2,857															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	102,192															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	13,832															
外国の中央政府等以外の公共部門向け	158															
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け	54															
我が国の政府関係機関向け	64	200														
地方三公社向け	2,597															
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				24,426		607										
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				2,004		600										
カバード・ボンド向け																
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	2,401			200		500										
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け												353				
トランザクター向け												353				
不動産関連向け				1,257	649	2,659		857	0	1,309		3,918	1,933		2,174	
自己居住用不動産等向け				1,257	649	1,580			0	1,309			1,933			
賃貸用不動産向け						1,079		857				3,918			1,756	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け															417	
ADC向け																
劣後債権及びその他の資本性証券等																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)													30			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																
取立未済手形				74												
信用保証協会等による保証付		25,356														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合 計	124,157	25,556		25,958	649	3,767		857	0	1,309		4,271	1,963		2,174	

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金																2,857
我が国の中央政府及び中央銀行向け																102,192
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																13,832
外国の中央政府等以外の公共部門向け																158
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																54
我が国の政府関係機関向け																264
地方三公社向け																2,597
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																25,033
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																2,604
カバード・ボンド向け																
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)				18,546			3,891									25,540
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		17,337					1,702									19,393
トランザクター向け																353
不動産関連向け	15,183	3,567			148			16,359	2,923			267				53,210
自己居住用不動産等向け	13,858	13														20,602
賃貸用不動産向け		3,554						16,359								27,525
事業用不動産関連向け	1,325				148				2,923			267				4,665
その他不動産関連向け																417
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							729					698				1,458
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							141									141
取立未済手形																74
信用保証協会等による保証付																25,356
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等													131			131
合 計	15,183	20,904		18,546	148		6,465	16,359	2,923			965	131			272,297

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	2,714															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	77,223															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	15,288															
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け	19	200														
地方三公社向け	2,578															
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,011			38,989		606										
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				2,004		600										
カバード・ボンド向け																
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	2,402			203									24			
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け				5,567								238	2,116			
トランザクター向け				90								238				
不動産関連向け				9,376	368	2,672		1,129		775		3,341	8,189		2,503	
自己居住用不動産等向け				9,376	368	1,066				775			8,189			
賃貸用不動産向け						1,606		1,129				3,341			2,266	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け															236	
ADC向け																
劣後債権及びその他の資本性証券等																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)				45									98			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				2									73			
取立未済手形			62													
信用保証協会等による保証付		26,678														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合 計	101,238	26,878	62	54,185	368	3,278		1,129		775		3,579	10,501		2,503	

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金																2,714
我が国の中央政府及び中央銀行向け																77,223
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																15,288
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け																219
地方三公社向け																2,578
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																40,607
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																2,604
カバード・ボンド向け																
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)				17,562			3,455									23,649
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		11,623					477									20,024
トランザクター向け																329
不動産関連向け	2,624	4,577			167			18,954	4,208			268				59,158
自己居住用不動産等向け	1,630															21,407
賃貸用不動産向け		4,577						18,954								31,875
事業用不動産関連向け	993				167				4,208			268				5,638
その他不動産関連向け																236
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							947					832				1,923
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							2									77
取立未済手形																62
信用保証協会等による保証付																26,678
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等													131			131
合 計	2,624	16,201		17,562	167		4,883	18,954	4,208			1,101	131			270,337

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	192,521	1,242	10	192,625
40～70%	20,862	6,826	10	21,101
75%	15,091	1,268	13	14,622
80%	—	—	—	—
85%	19,107	264	10	18,301
90～100%	5,448	1,312	10	5,322
105～130%	19,307	—	—	19,282
150%	909	13	10	910
250%	131	—	—	131
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	273,380	10,925	10	272,297

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	187,061	1,124	10	187,142
40～70%	19,757	6,365	10	19,985
75%	16,687	918	12	16,201
80%	—	—	—	—
85%	18,349	263	10	17,562
90～100%	5,220	1,020	10	5,050
105～130%	23,204	—	—	23,162
150%	1,105	11	10	1,101
250%	131	—	—	131
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	271,518	9,704	10	270,337

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

当金庫は、リスク管理の観点から、信用リスクを軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など様々な角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明と理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては「融資事務取扱規程」等により適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める規定等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
ポートフォリオ	信用リスク削減手法	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
		5,393	4,766	26,026	26,944	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
- 当金庫における証券化取引の役割は投資家であります。当該投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、リスク管理部において、市場動向、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて、ALM委員会に諮り適切なリスク管理に努めております。
- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- 当金庫は標準的手法を採用しております。
- (3) 証券取引に関する会計方針
- 当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理をしております。
- (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
- 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。
- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
 - 株式会社日本格付研究所 (JCR)
 - ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
 - S&P グローバル・レーティング (S&P)

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

- ① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）
- 該当ございません。
- b. 再証券化エクスポージャー
- 該当ございません。
- ② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
- a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）
- 該当ございません。
- b. 再証券化エクスポージャー
- 該当ございません。
- ③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- 該当ございません。

7. オペレーショナルリスクに関する事項

当金庫では、オペレーショナルリスクを「事務処理態勢の整備やシステムの稼働および法務チェックなどが適切に運用されていないこと、または自然災害や事務センターが運営するシステムの障害により、当金庫が経営上直面するリスク」と捉え、「オペレーショナルリスク管理規程」においてリスク管理の基本方針や管理態勢などを定めております。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

上場株式等に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に心がけております。

なお、取引に当たっては当金庫が定める「資金運用規程」「有価証券等運用方針書」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。
なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	29	29	33	33
非上場株式等	1,090	1,090	1,090	1,090
合 計	1,119	1,119	1,123	1,123

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	0	43
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△7	△3

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,824	4,882
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

10. 金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。

金利リスクは、全ての金利感応資産・負債を対象として管理しております。通貨については、当金庫の重要な金利リスクを有する日本円及び米ドルを管理対象としております。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標であるΔEVE及び期間損益変化の指標であるΔNIIを複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、リスク管理部が月次でALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

(2)金利リスクの算定方法の概要

- A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
1.25年となっております。
 - (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年となっております。
 - (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - (d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正值のみを単純合算しております。
 - (f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
 - (g) 内部モデルの使用等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用しておりません。
 - (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
令和7年度末のΔEVEは5,326百万円(前期比△1,592百万円)、ΔNIIは101百万円(前期比+83百万円)となっております。
 - (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト(金利リスク(ΔEVE)/自己資本の額)の結果は64.361%となっております。
- B. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- 統合リスク管理では、VaRで計測されるリスク量が年度毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標、金利変動が自己資本等に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、リスク管理部がALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

金利リスクに関する事項 (単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度末	令和7年度末	令和6年度末	令和7年度末
1	上方パラレルシフト	6,918	5,326	18	101
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	6,200	4,473		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,918	5,326	18	101
		ホ		ヘ	
		令和6年度末		令和7年度末	
		5,267		8,276	
8	自己資本の額	5,267		8,276	